

○文部科学省告示第百五十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和五年十二月二十七日

文部科学大臣 盛山 正仁

貴婦人の舟遊び	新大橋橋下の涼み船	若那初衣装 松葉屋 染之助 わかき わかば	若那初衣装 扇屋 花人 もみち さ くら	松竹梅三美人	川一丸船遊び	若那初模様 丁子屋 いそ山 きちじ たきじ	風流略六芸 画	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和五年十二月十二日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和五年十二月十二日から令和六年三月二十八日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	千葉県美術館 館長 山梨 絵美子 千葉県千葉市中央区中央三―十一―八 株式会社中日新聞社東京本社 株主会長 清水 孝幸 事業局長 田区 幸町二―一―四 東京都千代田区幸町二―一―四	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	千葉県美術館 千葉県千葉市中央区中央三―十一―八 令和六年一月六日から令和六年三月三日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	茶屋娘見立雁金五人男	浮世源氏八景 須磨帰帆 松風夜雨	なにわや	郭中美人競 大文字屋内本津枝	近江八景 石山秋月 丁子屋内 雛鶴 つるし つるの	品川の酒宴	隅田川の舟遊び
	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右